

菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）  
公募型プロポーザル実施要項

1 目的

菊陽町（以下「町」という。）では、半導体企業の立地等に伴う経済発展や人口増加に対応するため、誰もが住みやすい豊かなまちづくりのための憩いの場として、町内最大の都市公園である菊陽杉並木公園を拡張し、「アーバンスポーツ施設」及び「町民グラウンド」などの整備を行い、将来的に「菊陽町総合運動公園」として管理・運営する予定である。特にアーバンスポーツ施設については、スケートボードや3X3などがオリンピックの競技種目となり、近年、アーバンスポーツへの注目が高まっていることから、新たな観光・誘客・賑わいの拠点として、全国大会や世界大会の誘致が可能な施設を整備し、地域活性化を図ることを目的としている。

本年度、菊陽杉並木公園拡張整備に係る設計業務を委託し、公園拡張区域における造成計画、施設配置計画、基本設計図などを作成したところである。

本事業は、菊陽杉並木公園の拡張整備におけるアーバンスポーツ施設等の整備について、豊かな経験、確かな技術力、関係団体等との調整力、柔軟かつ高度な発想力及び想像力を有し、町の意向を十分に理解した上で、設計から施工までを一括で行うことができる事業者を選定するため「公募型プロポーザル」を実施する。

2 事業の概要

(1) 名称

菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）

(2) 場所

熊本県菊池郡菊陽町大字原水地内

(3) 業務内容

アーバンスポーツ施設及び管理棟等の実施設計業務、工事監理業務及び建設工事  
詳細は、別紙「菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）  
要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日(月)まで  
ただし、本要項15(6)のとおり、延長することができる。

(5) 総事業費（提案上限額）

1,277,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 選定方法

本要項に記載する技術提案書等を求め、提案事業者の経験並びに実施の能力、提案内容及び提案価格を総合的に比較検討し、最適な受注候補者を本プロポーザルにより選定する。

4 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件に該当し、本事業を行う能力を有する企業又は複数の企業で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。共同企

業体の場合は、共同企業体届出書兼委任状（様式第2号）により代表企業及び構成員を明確にするとともに、連携してその責務を負うものとし、町への質問や書類提出等は代表企業が行うこと。

なお、業務の一部を再委託する場合は、その企業、団体名や役割を明確にすること。

(1) 共通の参加資格要件

- ① 菊陽町競争入札参加資格名簿に登録されている者であること。ただし、当該資格を有していない者であっても、参加手続き時に、町が求める資格審査表（添付書類を含む。）を提出し、受理された場合は、参加資格を有するものとする。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- ⑥ 菊陽町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成8年菊陽町要領第3号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- ⑦ 法人税、消費税、地方消費税及び市町村税等の滞納がないこと。

(2) 設計者及び工事監理者の参加資格要件

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 平成25年度以降に、スケートボード施設（ストリート競技施設又はパーク競技施設）の基本設計又は実施設計の実績を有するものであること。

(3) 施工者の参加資格要件

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく特定建設業（建築工事業）の許可を受けていること。

5 応募条件

本プロポーザルへの提案は、1事業者（共同企業体の構成員を含む。）につき1案とする。

6 現場説明の有無

本プロポーザルに係る現場説明は行わない。応募者が現地確認を行い、町が質問に回答することで必要な説明を行うものとする。

7 スケジュール

スケジュールは以下のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

内 容	期 日（実施予定日）
公募の開始	令和6年12月13日（金）

質問の受付	令和6年12月13日(金)から 令和7年1月8日(水)正午まで
質問に対する回答	令和7年1月10日(金)まで
参加意向申出書の提出期限	令和7年1月14日(火)午後5時まで
書類審査(一次審査)結果通知	令和7年1月16日(木)
技術提案書類の提出期限	令和7年1月23日(木)正午まで
本審査(プレゼンテーションの実施)	令和7年1月28日(火)
審査結果通知	令和7年1月下旬予定
仮契約の締結	令和7年2月上旬予定
本契約(町議会議決案件)	令和7年2月中旬予定

## 8 本要項及び要求水準書に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付方法

質問書(様式第10号)により電子メールにて「17 事業担当部署」へ提出すること。なお、必ず電話により受信の確認をすること。

### (2) 受付期間

令和6年12月13日(金)から令和7年1月8日(水)正午まで

### (3) 回答方法

令和7年1月10日(金)までに質問回答書としてとりまとめ、菊陽町ホームページ上に掲載する。なお、回答にあたり、質問をした社名又は名称等は明らかにしない。また、質問内容に事業者が特定されるものがある場合は、回答から除外することがある。

### (4) その他

- ① 上記の受付方法及び受付期間以外の質問は、一切受けつけない。
- ② 回答の内容に疑義がある場合でも、町はそれ以上の質問に回答しない。
- ③ 回答内容は、本要項等の追加又は修正とみなす。

## 9 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を提出すること。

なお、期限までに参加意向申出書の提出がない者については、本プロポーザルに参加できない。

提出書類	<p>①参加意向申出書【様式第1号】</p> <p>②共同企業体届出書兼委任状【様式第1号の2】※共同企業体の場合のみ</p> <p>③会社概要【様式第2号】</p> <p>④資格審査表【様式第3号】※令和6年度の菊陽町競争入札参加資格者でない場合のみ</p> <p>⑤協力企業等届出書【様式第4号】※必要な場合のみ</p> <p>⑥業務執行体制表【様式第5号】</p> <p>⑦業務実績書【様式第6号】</p> <p>⑧予定技術者の経歴調書【様式第7号】</p>
------	--

提出期限	令和7年1月14日（火）午後5時まで
提出先 及び 提出方法	持参又は郵送により「17 事業担当部署」へ提出すること。持参の場合は土日、祝日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により提出期限内に必着のこと。
提出部数	12部（正本1部とし、副本11部は複写で可）

## 1.0 書類審査（一次審査）

- (1) 書類審査（一次審査）は、参加意向申出者の構成及び資格要件の適格審査を行う。
- (2) 要件を満たしていない場合は、失格とする。
- (3) 書類審査（一次審査）の結果は、参加意向申出者に対して令和7年1月16日（木）に通知する。結果書類を封書にて送付、及び結果を電子メールにて通知するとともに、一次選定者に対しては技術提案書提出要請書を発送する。

## 1.1 技術提案書類等の提出

本プロポーザルの技術提案書提出の要請を受けた者は、次の書類を提出すること。

提出書類	<p>①技術提案提出書【様式第8号】</p> <p>②技術提案書【任意様式】</p> <p>※ 技術提案書は別紙「要求水準書」の内容を踏まえ、以下のことについて具体的に提案すること。また、用紙の大きさはA3版横型を基本とし、文字の大きさは11ポイント以上（図表においてはこの限りでない。）、表紙及び目次を除き10頁以内とすること。なお、町が示す本プロポーザルに関する参考資料を提案書に使用することも可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置計画、施設計画、景観計画等</li> <li>・魅力的な施設としての創意工夫</li> <li>・全国大会や世界大会の誘致が可能な施設となる根拠</li> <li>・本事業における町内に本店を有する事業者の活用</li> <li>・環境負荷低減、ライフサイクルコストの低減等</li> <li>・その他提案施設に関する概要 等</li> </ul> <p>③事業工程表【任意様式】</p> <p>※本要項15(6)のとおり履行期間を延長した場合の工程で可。</p> <p>④価格提案書【様式第9号】</p> <p>⑤価格提案内訳書【任意様式】</p> <p>※設計、工事、工事監理ごとに、別紙「要求水準書」の内容を踏まえた項目内訳、積算・単価明細を記載すること。</p>
提出期限	令和7年1月23日（木）正午まで
提出先 及び 提出方法	持参又は郵送により「17 事業担当部署」へ提出すること。持参の場合は土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで（最終日は正午まで）に提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により提出期限内に必着のこと。
提出部数	12部（正本1部とし、副本11部は複写で可） ※正本及び副本ともに、提出書類①～⑤を一冊のファイル1部ずつ綴

	じること。 ※別途提出書類の電子データ（PDF）も、提出期限内に電子メールにて提出すること。
--	---

## 1.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

実施日時	令和7年1月28日（火） ※実施場所及び開始時間は、別途電子メールにより通知する。
所要時間	・プレゼンテーション 30分以内 ・質疑応答 20分以内
内容	業務執行体制、業務実績、技術提案書の要旨説明、質疑応答 ※プレゼンテーションで使用する資料は、提出された参加意向申出関係書類及び技術提案関係書類の内容とし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。
参加者	4人以内（本事業に携わる予定の管理技術者を含むこと。）
その他	・プレゼンテーションの順番は、技術提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに指定する控室に待機すること。 ・指定した時間に遅れた場合は、失格とする。 ・電子データを使って説明を行う場合、プロジェクター及びスクリーンは本町で用意するが、パソコン等必要機材は持参すること。 ・プレゼンテーションは非公開とする。

## 1.3 審査・評価方法等

審査・評価方法等については、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの実施に当たっては、提案者からの提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる、参加資格、技術提案内容等確認、審査、評価を厳正に行った上で、受注候補者を選定する。
- (2) 本プロポーザルの評価検討は、町職員で構成する「菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。
- (3) 評価項目及び配点は、別紙1「評価項目及び配点」によるものとする。
- (4) 評価点の合計点数が最も高く優れた提案を行ったものを受注候補者とし、次に優れた提案を行ったものを次点候補者とする。なお、最も高い合計点数が同点で2者以上あった場合は、技術提案内容、事業者の実績、業務実施体制、見積価格の順に評価点数を比較するものとし、全ての評価点数が同じ場合は、選定委員会で協議の上、受注候補者及び次点候補者を決定する。
- (5) 選定委員の評価点の平均が60点に満たない者は、受注候補者及び次点候補者として選定しない。
- (6) 提案者が1者の場合でも審査を行う。
- (7) 評価結果（受注候補者の名称、各提案者の評価点数）については、プレゼンテーション参加者に通知するとともに、町ホームページに掲載する。
- (8) 評価の経緯、結果に関する質問及び異議申し立てには一切応じない。

#### 1.4 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 選定委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- (4) 本要項「2 事業の概要」の総事業費を超える金額で価格提案がされた場合
- (5) 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- (6) 提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (7) その他本要項に違反した場合

#### 1.5 契約の協議及び締結

##### (1) 契約内容についての協議

受注候補者は、選定後、速やかに町と技術提案書の内容に基づく協議を行った後、見積書を提出するものとする。町は、提案内容及び見積書をもとに、受注候補者と契約内容についての協議を行い、当該協議の内容に基づき契約を締結する。

なお、契約金額は、原則として、技術提案時に提出した提案価格を超えないものとする。ただし、町との協議において技術提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

##### (2) 契約書の作成

本事業の契約については、契約書を作成する。

##### (3) 仮契約及び契約の締結

町は、受注候補者と協議を整え、仮契約を締結する。

仮契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、町議会の議決を得たときに本契約となるが、町議会への提案は令和7年2月を予定している。

##### (4) 次点候補者との協議

町は、受注候補者との契約内容に関する協議が不調となり契約締結が不可能と判断した場合は、次点候補者と契約内容に関する協議を開始することができるものとし、当該協議の内容に基づき、次点候補者と仮契約を締結するものとする。

##### (5) 契約保証金

契約を締結する者は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、菊陽町財務規則（平成18年規則第16号）第84条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

##### (6) 契約履行期間

本事業の履行期間については、現時点では令和7年3月31日（月）までとしているが、契約締結後、契約に係る予算の繰越について関係機関等の承認が得られた場合は、町と受注者との協議の上、令和8年3月13日（金）まで延長する。

#### 1.6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する一切の費用及び契約締結に要する費用は、参加者の負担

とする。

- (2) 本町が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は、原則認めない。
- (4) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する評価、選定、説明、公表、契約手続き等のため必要な場合は、提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類等については、菊陽町情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、取り扱う。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (7) 本プロポーザルは最適な事業者を選定するためのものであり、提案内容の履行を保証するものではない。基本設計の成果及び提案内容を基に、町及び関係者と協議、調整を行った上で、実施設計業務、建設工事及び工事監理業務を進めること。
- (8) アーバンスポーツ施設整備区域以外の公園拡張整備工事は別途発注する。
- (9) 参加意向申出書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式第11号】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本町の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

#### 1.7 事業担当部署（問合せ先）

菊陽町 都市整備部 施設整備課

〒869-1192

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

TEL：096-232-6500

FAX：096-232-3614

E-mail：[shisetsuseibi@town.kikuyo.lg.jp](mailto:shisetsuseibi@town.kikuyo.lg.jp)

別紙1 評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に当たっての役割分担、実施体制、人員配置等の体制が適切であるか。</li> <li>・設計、施工、監理に必要な資格者が配置されているか。</li> </ul>	5
事業者の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーバンスポーツ施設整備に関する同種・類似業務の実績を有しており、事業に関するノウハウ等の活用が期待できるか。</li> </ul>	15
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施の背景や目的を踏まえ、賑わい創出にむけた創意工夫が提案されているか。</li> </ul>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園として環境や景観に配慮した提案となっているか。</li> </ul>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者（競技観覧者含む）の利便性や安全性、バリアフリー等に配慮した提案となっているか。</li> </ul>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーバンスポーツ（スケートボード等）の全国大会や世界大会誘致が実現可能な具体的な提案、根拠が示されているか。</li> </ul>	20
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に本店を有する事業者の活用が図られているか。</li> </ul>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備後の運用や維持管理におけるメンテナンスの容易さ、ランニングコスト抑制に創意工夫が提案されているか。</li> </ul>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計から工事完了までの実施手順及びスケジュールは妥当であるか。</li> </ul>	5
	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計費、工事費、工事監理費の提案価格の積算根拠が適正に示されているか。</li> </ul>	5

満点：100

※ 配点審査基準

- 非常に優れている・・・(配点×1.0)
- 優れている・・・(配点×0.8)
- 普通・・・(配点×0.5)
- やや劣る・・・(配点×0.3)
- 劣る・・・(配点×0.1)
- 提案、具体性がない・・・(配点×0.0)